

会津若松方部水災害対策協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、会津若松方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第 3 条 協議会は、別紙－ 1 に定める者で構成する。

- (1) 会長は会津若松建設事務所長、副会長は会津地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 協議会に幹事会を置き、別紙－ 2 に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は会津若松建設事務所企画管理部長、副幹事長は会津地方振興局県民生活課課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、会津若松建設事務所管理課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成 21 年 10 月 6 日から施行する。

別紙－ 1

会津若松方部水災害対策協議会 構成員

方 部 名	会津若松方部（会津若松建設事務所内）
（県関係） 会 長 副会長	会津若松建設事務所長 会津地方振興局県民環境部長
構成機関 （市町村関係）	会津若松市長 会津坂下町長 湯川村長 柳津町長 三島町長 金山町長 昭和村長 会津美里町長
（消防）	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長

別紙－ 2

会津若松方部水災害対策協議会幹事会 構成員

方 部 名	会津若松方部（会津若松建設事務所管内）
（県関係） 会 長 副会長	会津若松建設事務所企画管理部長 会津地方振興局県民生活課長 会津若松建設事務所管理課長
構成機関 （市町村関係）	会津若松市危機管理課長 会津坂下町総務課長 湯川村総務課長 柳津町総務課長 三島町総務課長 金山町総務課長 昭和村産業建設課長 会津美里町くらし安心課長
（消防）	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 警防課長

会津若松方部水災害対策協議会設置要綱細則

(「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議に関する細則)

(趣旨)

第1条 この規則は、会津若松方部水災害対策協議会設置要綱の第2条の(4)「その他目的を達成するために必要な事項」に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」を協議するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 「水防災意識社会再構築ビジョン」に関する協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(アドバイザー)

第3条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたって、会津若松方部水災害対策協議会設置要綱 第3条の(2)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

第4条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたって、会津若松方部水災害対策協議会設置要綱 第4条の(3)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

附則

この規則は、平成29年5月25日から施行する。

別表-1

機 関 名
国土交通省北陸地方整備局河川部
国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所
気象庁福島地方气象台
東北電力株式会社
電源開発株式会社

会津若松方部水災害対策協議会設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るものとする。

また、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があることから、多様な関係者が連携して、会津若松方部における洪水氾濫による被害等を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、会津若松方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災対策に関する事項
 - ア 対象河川は、会津若松方部における指定区間内の一級河川とする。
（詳細は、別表-1のとおり。）
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ウ 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - エ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
 - カ 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項。

（運営）

第3条 協議会は、別紙-2に定める者で構成する。

- (1) 会長は会津若松建設事務所長、副会長は会津地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別紙-3に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は会津若松建設事務所企画管理部長、副幹事長は会津地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び幹事会において、アドバイザーとして別表-4の機関の職員を招請する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会津若松建設事務所管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表-1 協議会の対象河川

宮川	不動川	銀山川	輪の沢川
佐賀瀬川	原川	滝谷川	柳沢川
赤沢川	大清沢川	東川	風来沢川
藤川	阿賀川	大谷川	山入川
氷玉川	旧宮川	沼沢川	打越川
館の川	湯川	沼沢湖	大岐川
東尾岐川	古川	入原川	日橋川
旧湯川	大土川	野尻川	猪苗代湖
瀬川	沢川	玉川	博士川
大工川	闇川	見沢川	
金山川	只見川	畑沢川	

計 42河川

別紙－2 会津若松方部水災害対策協議会 構成員

方 部 名	会津若松方部（会津若松建設事務所管内）
（県関係） 会 長 副会長	会津若松建設事務所長 会津地方振興局県民環境部長
構成機関 （市町村関係）	会津若松市長 会津坂下町長 湯川村長 柳津町長 三島町長 金山町長 昭和村長 会津美里町長
（消防）	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長
（気象庁）	福島地方気象台長

別紙－3 会津若松方部水災害対策協議会幹事会 構成員

方 部 名	会津若松方部（会津若松建設事務所管内）
（県関係） 会 長 副会長	会津若松建設事務所 企画管理部長 会津地方振興局 県民生活課長 会津若松建設事務所 管理課長
構成機関 （市町村関係）	会津若松市危機管理課長 会津坂下町総務課長 湯川村総務課長 柳津町総務課長 三島町総務課長 金山町総務課長 昭和村産業建設課長 会津美里町くらし安心課長
（消防）	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 警防課長
（気象庁）	福島地方気象台 防災管理官

別表－4 アドバイザー

国土交通省	北陸地方整備局河川部 北陸地方整備局阿賀川河川事務所 東北地方整備局河川部
東北電力株式会社	
電源開発株式会社	